

# 憲法は「国民の権利」定め 「国家に義務」を課す



憲法への理解深め、小田氏に拍手を送る参加者=06年11月23日、M&Dホール

前文もそうだが特殊な憲法だと思っるのは、小さな人間に依拠しようと謳い上げている24条と25条だ。24条は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と書いている。あちこちの憲法に人権を尊重するとか、両性は対等だとかは書いてあるが、日本国憲法は細かく具体的に書いてあり、こんな憲法は他にない。

25条も具体的だ。「す

べて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。この2つは、小さな人間の人生・生活を保障するという前提、そして国民の義務ではない、国家にしない」と、国家が義務を負うことを定めている。これを立憲主義という。憲法とは、国民の義務ではなくて、統治者の方の義務を定めたものだ。非統治者である我われの方が、国に義務を負わせるから税金を払ってやるということだ。この主権在民の考え方を25条は明確に書いている。

次の26条の教育については「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。1 項は権利と言いつつ、2 項は義務と逆転している。権利教育だと考えれば、当然国はやらなければならない。それを義務教育というから国民に義務が負わされる。権利教育であれば、小学校・中学校まででなく、高校・大学も当然無償となる。公立大学に授業料を払わずような文明の遅れた国はアメリカと日本と韓国くらいだ。ヨーロッパなど文明の進んだ国はすべて権利教育を實踐している。今、一少

軍事力を持たねばならないという意見には「攻められたらどうする」「国を守らないといけない」「北朝鮮が核をつくらうたらこちらも核兵器を持つべきだ」という議論が起きます。私にはその議論が「夢物語」を語っていると思えてならない。私は、06年の5月に、NHKラジオで討論番組

に出演した。他に2人の論者がいたが、いずれも9条の第1項はそのままにして、第2項を変えるべきだと言った。憲法には「第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

我われが平和を希求するならば、やはり、平和憲法が考えるように、世界全体を変えていく方向に向かわざるを得ない。そのことを大きな見地に立って考えないと、24条、25条も生きてこない。24条、25条というのは、空腹で飢え死にしたら達成されない。日本が戦争をできない国だということにまず考えるべきだ。

今、北朝鮮のテポドンがどつしたとか、核実験をしたとか、空中戦のよう議論ばかりをするな

「悪いことをしたから、見えるものがある」と小田氏

我われの「権利」である。そして、「国家に義務がある」のだ。小さな人間の人生を全うするために、24条、25条、26条を考える。市民生活をちゃんと全うしていくための一番の基本は、戦争をせず、平和でいること。まさに、戦争をしないと決めている「9条」が生きてくるのだ。

## 9条第2項こそ 平和憲法の証



## 理想追うのが一番現実的

我われが平和を希求するならば、やはり、平和憲法が考えるように、世界全体を変えていく方向に向かわざるを得ない。そのことを大きな見地に立って考えないと、24条、25条も生きてこない。24条、25条というのは、空腹で飢え死にしたら達成されない。日本が戦争をできない国だということにまず考えるべきだ。

今、北朝鮮のテポドンがどつしたとか、核実験をしたとか、空中戦のよう議論ばかりをするな

「悪いことをしたから、見えるものがある」と小田氏

我われの「権利」である。そして、「国家に義務がある」のだ。小さな人間の人生を全うするために、24条、25条、26条を考える。市民生活をちゃんと全うしていくための一番の基本は、戦争をせず、平和でいること。まさに、戦争をしないと決めている「9条」が生きてくるのだ。

我われの「権利」である。そして、「国家に義務がある」のだ。小さな人間の人生を全うするために、24条、25条、26条を考える。市民生活をちゃんと全うしていくための一番の基本は、戦争をせず、平和でいること。まさに、戦争をしないと決めている「9条」が生きてくるのだ。

### 日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 自衛隊は 災害救助隊へ

日本はもっと平和的な手段によって世界に貢献する。今この国は災害ばかり起る災害大国だ。自衛隊が今役立っているのは災害救助だ。初めから軍隊や軍備を持つ必要はなく、災害救助隊に変えたらどうか。そして、どこかの国で災害が起

こつたら、災害救助隊が飛んでいく。今はボランティアで行っているが、そうではなく国家を挙げ、被災国の救助に動くということをやりたい。連うことをやらなければいけない。それが、私たちに今問われている。このことを皆さんに申し上げて、話を終わりたい。